

PassLogicソフトウェア使用許諾契約書

本使用許諾契約書(以下「本契約書」と言います)は、パスロジ株式会社の製品「PassLogic」(以下本ソフトウェアと言います)に関してお客様とパスロジ株式会社の間に締結される法的な契約書です。お客様への提供は、本ソフトウェア及びそれに関連した媒体、ならびに印刷物(マニュアルなどの文書)・デジタル文書を含みます。又、お客様は本契約書の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアのインストール・使用・複製のいずれも許諾できません。

第1条(ソフトウェアライセンス)

本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、パスロジ株式会社に帰属し、日本及びその他の国の著作権法ならびに関連する条約によって保護されております。

本ソフトウェアは、許諾されるものであり販売されるものではありません。

第2条(使用権)

お客様は、本ソフトウェアを使用する非独占的な権利を本契約書に従い取得します。

1. お客様は、本ソフトウェアをお客様がご使用なられる特定の 1 台のコンピュータにインストールし使用する事が出来ます。
2. お客様は、本ソフトウェアをバックアップの為に1つコピーし、再インストール為にのみ使用する事が出来ます。別途ライセンスを有していない限り両方同時に使用することはできません。

第3条(知的財産権の尊重)

お客様は、本ソフトウェアの動作方式とアルゴリズムを、パスロジ株式会社固有の財産と認め権利を尊重するものとします。

第4条(禁止事項)

お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル又はアセンブルする事は出

来ません。

1. 本ソフトウェアの知的財産権表示や商標を削除することは出来ません。
2. 本ソフトウェアは1つの製品として許諾されております。その構成部分を分離して複数のコンピュータで使用する事は出来ません。
3. 本ソフトウェアをレンタルおよびリース又は譲渡する事は出来ません。

第5条(機密の保持)

お客様は本ソフトウェアの全てについて書面による事前の承諾がない限り、如何なる形においてもその内容を第三者に対して公開若しくは開示してはならないものとし、且つ漏洩を防止するものとします。本条項はお客様の使用権が失効後も効力を存続するものとします。

第6条(使用権の停止及び失効)

お客様が下記各号の一に該当する事由が生じたときは、その相手方は、何らの通知・催告を要せず、直ちに使用権を停止し失効とするか、又は本契約を解約することができるものとする。

- (1)本契約上の義務を履行せず、その他本契約に違反し、相手方より14日間の期間を定めて催告を受けても、これを是正しなかったとき。
- (2)手形又は小切手を不渡りにしたとき、その他支払停止・不能の状態に陥ったとき。
- (3)破産・会社更生等の申立てがあったとき。
- (4)第三者より差押え・強制執行・保全処分等を受けたとき。
- (5)営業の廃止・譲渡又は会社の解散。
- (6)監督官庁による営業許可の取消し、停止処分その他本契約の履行が困難になると判断される事由があったとき。
- (7)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」と言います)に該当す

ると認められたとき。

(8)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められたとき。

(9)反社会的勢力を不当に利用していると認められたとき。

(10)反社会的勢力が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められたとき。

(11)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたとき。

第7条(不可抗力並びに制限)

お客様及び弊社の本契約履行が、政府規制、戦争、内乱等の非常事態、或いは地震、台風、洪水等の天災、及び火災その他の当事者の制御し得ない事由により妨げられる場合は、当事者はその責を負わないものとする。

第8条(責任の制限)

弊社及び弊社販売パートナーの責任は、お客様が本ソフトウェアについて実際支払った金額を上限とする直接損害に限定されます。その他の損害(派生的損害、逸失利益、間接損害、又は付随的損害を含みますがこれらに限定されません)に関しては、一切責任を負いません。お客様は、本ソフトウェアに関連して第三者からお客様へなされた請求に関する損害、損失あるいは責任より弊社を免責するものとします。

第9条(契約の有効期間)

本契約の有効期間は、お客様のご指定のコンピュータにインストールされた日から発効し、次によって終了されない限り有効に存続するものとします。

お客様が本契約のいずれかの条項に違反した時は、お客様に対し何らの通知・催告を行うことなく直ちに本契約を終了させる事が出来ます。

尚、本契約が終了した時は、お客様は直ちに本

ソフトウェア及びその複製物を破棄(お客様のコンピュータ上のメモリーからの消去を含みます)するものとします。

第10条(輸出管理)

お客様は、本ソフトウェアあるいはそれに含まれる情報・技術を日本ならびにその他の関係国が出荷禁止ないし制限している国に出荷、移転又は輸出しない事に同意するものとします。

第11条(その他)

弊社の正当な代表者が署名捺印した書面による場合を除き、本契約のいかなる修正、変更、追加、削除、その他改変も無効とします。本契約は日本国法を準拠法とします。

本契約に関連又は起因する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとします。

以上